

上サロベツ自然再生協議会 **再生普及部会** エコモー☆サポーター活動実施要綱

(名称)

第1条 このワーキンググループの名称は、上サロベツ自然再生協議会 エコモー☆サポーターとする。

(目的)

第2条 エコモー☆サポーターは、上サロベツ自然再生普及行動計画に基づき、サロベツ・エコモー・プロジェクトを推進することを目的とする。

(活動)

第3条 エコモー☆サポーターは、上サロベツ自然再生普及行動計画に基づき、サロベツ・エコモー・プロジェクトとして次に掲げる活動を行う。

(1) 自然再生の普及

(2) 自然再生に関わる地域活動の推進

(3) 自然再生に関わる地域活動を行う団体、個人等の交流の推進

(4) その他必要な事項

(構成)

第4条 エコモー☆サポーターは、再生普及部会構成員のうち、サロベツ・エコモー・プロジェクトを推進しようとする有志の者で構成する。

2 構成員の任期は2年とし、上サロベツ自然再生協議会の任期期間と同じとする。

3 構成員の募集は、上サロベツ自然再生協議会と併せて行うものとし、任期中の加入も妨げない。

4 再生普及部会構成員以外の者であっても、サロベツ・エコモー・プロジェクトの推進に協力する意思のある者については、事務局構成団体の協議により必要と認めた場合に加入することができる。ただし、加入に当たっては、次期募集において再生普及部会構成員となることを基本とする。

(代表及び副代表)

第5条 エコモー☆サポーターに代表及び副代表を置き、会員の互選によりこれを定める。

2 代表は、エコモー☆サポーターを代表し、活動を総理する。

3 副代表は、代表を補佐し、必要に応じて代表の職務を代理する。

(事務局)

第6条 エコモー☆サポーターの活動を円滑に進めるため、事務局を設ける。

2 事務局は、環境省稚内自然保護官事務所、豊富町、NPO法人サロベツ・エコ・ネットワーク、その他エコモー☆サポーター（再生普及部会構成員に限る）のうち有志の者が務める。

(会議の招集)

第7条 会議は、代表が必要と認める時に事務局が招集する。

(計画の作成)

第8条 エコモー☆サポーターは、サロベツ・エコモー・プロジェクトの推進に係る年間の活動計画を作成し、再生普及部会の承認を得なければならない。

(結果の報告)

第9条 エコモー☆サポーターは、サロベツ・エコモー・プロジェクトの推進に係る年間の活動結果を再生普及部会に報告する。

附則 この設置要綱は、平成25年2月7日から施行する。